（薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　旧試験合格登録販売者に係る前条の規定による改正後の薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定の適用については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第十条第一項及び第二十九条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令

身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（身体障害者手帳交付台帳の記載事項） **第六条**　令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第八条第一項において同じ。） 三～五　（略） **第八条**　身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該身体障害者手帳を破り若しくは汚した場合に係る申請又は当該身体障害者手帳を失つた場合（第二号に掲げる書類を提示するときに限る。）に係る申請にあつては第一号イ及びハに掲げる事項に限る。）を申請書に記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。 一　次に掲げる事項 イ　当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地、先に交付を受けた身体障害者手帳の交付番号及び当該身体障害者との続柄 ロ　当該申請に係る身体障害者の個人番号 ハ　申請の理由 二　当該申請に係る身体障害者の氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる書類（身体障害者手帳を除く。） ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該申請に係る身体障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもの	（身体障害者手帳交付台帳の記載事項） **第六条**　令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。） 三～五　（略） **第八条**　身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、申請書に、事由を記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。